

災害救助法適用地域の令和 8 年度入学試験受験生に対する受験料の特別措置について

天理高等学校では、災害救助法適用地域で被災された方の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るため、受験料免除の特別措置を実施いたします。

1. 対象者

入学試験の出願書類受付開始日から遡って 1 年以内に指定を受けた災害救助法適用地域で被災された世帯の受験生で、以下に該当する方を対象とします。

- (1) 災害によりご父母のいずれかが亡くなられた方
- (2) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が亡くなられた方
- (3) 災害によりご父母のいずれかが負傷され、入院し、長期加療が必要な方
- (4) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が負傷され、入院し、長期加療が必要な方
- (5) 災害により家計支持者の居住する家屋が消失した場合、または損壊により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方
- (6) その他災害により学費支弁が著しく困難となったと認められる方

2. 特別措置

上記対象者に対して、令和 8 年度入学試験受験料を全額免除（返金）いたします。

3. 必要書類

- 1) 令和 8 年度入学試験受験料特別措置申請書（本校所定用紙）
※ 本校ホームページよりダウンロードできます。
- 2) 被災状況確認書（「罹災証明書」「診断書」等）

4. 申請期限・方法

2 月末日までに、天理高等学校（第一部）入試係 [〒632-8585 奈良県天理市杣之内町 1260] に必要書類をご提出ください。

5. 選考方法

提出された書類をもとに審査を行い、学校長が決定いたします。

問い合わせ先：天理高等学校 第一部 入試係 [電話 0743-63-7691]